

経済センサス-活動調査
調査実施者 説明資料（その1）

1 経済センサス-活動調査（基幹統計調査）の変更

（1）報告を求める事項

ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化

個人経営について、以下のとおり調査事項を変更し、個人経営以外の事業所と区分した全産業共通的な「個人経営調査票」を新たに設ける。

また、これに伴い、「単独事業所調査票（卸売業、小売業）（個人経営者用）」及び「単独事業所調査票（サービス関連産業B）（個人経営者用）」を廃止する（資料1の別紙1参照）。

（ア）「事業別売上（収入）金額の内訳」に記入する項目数について、主業の含まれる事業活動区分内の売上（収入）項目を上位3項目に縮減する。

（イ）主に各産業で独自に把握する産業別の調査事項を削除する（資料1の別紙2参照）。

- a 個人経営に係る調査事項を簡素化するに至った背景事情（前回調査における課題等）、調査事項を簡素化する狙い（メリット）は何か。どの程度の効果を期待しているのか。
- b 「事業別売上（収入）金額の内訳」や個人経営調査票から削除予定の各調査事項について、前回調査から得られた情報は、それぞれ何に活用されていたのか。回答項目数の縮減や調査事項の削除を行うことで、これまで把握していた情報が把握できなくなる等の状況が想定されるといったデメリットも踏まえた上で、個人経営者に係る調査事項を簡素化した方が良いと判断した理由は何か。

（回答）

- 1 24年調査の結果から、企業数の52.7%を占める個人経営企業の売上高は全体の2.1%と結果に与える影響は極めて小さいことが判明しており、個人経営への調査事項を体系的に整理することにより、個人経営の調査票の督促・審査にかかる労力を減らすことができ、その分の労力を結果に与える影響が大きい法人等の個人経営以外の調査票に注力することが可能となり、その結果、精度向上に繋がると考えられる。
- 2 各産業独自に把握する調査事項については、個人経営も含めた各産業別の結果表の集計を行い、産業連関表の生産額推計やSNAの確報推計（製造業部門）などに活用されている。
- 3 調査票が回収されて初めて調査対象の正確な経営組織が判明することから、経営組織別の母集団数が不明のため、その回収率を求めることは不可能であるが、個人経営が多く含まれている調査員調査の回収率（87.7%）は、直轄調査の回収率（91.9%）に比べ低く、地方からの実施状況報告によると、調査員調査対象である単独事業所の中には、高齢の個人経営者もおり、こうした調査対象の回収及び回答の確保が調査員調査の結果精度向上の鍵であると考えている。このことから、28年調査では、個人経営者に係る調査事項を体系的に整理することとしている。

4 また、参考として調査対象名簿の情報に基づく事業所数ベースの回収率を求めると、個人経営が91.6%、個人以外が91.3%とほぼ同じ割合となっている。

これは、個人経営の大部分を調査する調査員調査において、市町村による督促・回収が長期間（24年4～7月頃）実施されたことにより、個人経営・個人経営以外で同等の回収率が確保されたものと思料。

一方、活動調査の最も重要な調査事項の一つである「売上（収入）金額」などの経理事項に関する調査事項の有効回答率をみると、個人経営が85.4%、個人以外が86.6%であり、個人経営の方が若干低くなっている。

さらに、調査事務を行う地方公共団体からの実施状況報告では、全ての都道府県から調査事項の簡素化について意見が出されているところ。具体的には、個人経営の中には高齢者のみで事業を営んでいる場合もあり、特に個人経営について調査の困難性が指摘されている。

5 個人経営調査票では、従来の産業別調査票で把握していた調査事項のうち、産業細分類格付に要する調査事項については、引き続き把握することとしており、それ以外の産業別調査事項（下表参照）については、上記1に基づき、体系的に整理した結果、削除することとしている。

<p>鉱業、採石業、 砂利採取業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■費用（有給役員及び常用雇用者、臨時雇用者にかかる給与総額、その他支給額、鉱業活動に係る費用） ■生産数量
<p>製造業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■費用（人件費及び人材派遣会社への支払額、原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額） ■リース契約による契約額及び支払額 ■有形固定資産 ■製造品在庫額 ■半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額 ■（製造品出荷数、製造品出荷額、製造品名及び）製造品在庫数 ■加工賃収入額、賃加工品名及び製造業以外の収入額 ■酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額 ■直接輸出額の割合 ■主要原材料名 ■工業用地及び工業用水 ■作業工程
<p>卸売業・小売業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■販売額が多い部門、商品名及び仲立手数料又は修理料収入の有無

	<ul style="list-style-type: none"> ■商品手持額 ■小売販売額の商品販売形態別割合 ■セルフサービス方式の採用 ■売場面積 ■営業時間 ■チェーン組織への加盟
建設業・サービス関連産業A	<ul style="list-style-type: none"> ■建設業許可番号
サービス関連産業B	<ul style="list-style-type: none"> ■宿泊業の収容人数及び客室数 ■物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合 ■特定のサービス業における取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数

6 個人経営調査票において、今回、削除する調査事項の全体に占める割合は、

- ① 「鉱業、採石業、砂利採取業」における個人経営の事業所数割合は 7.79%であるが、それぞれの各調査事項の割合は「給与総額等」は 0.52%、「鉱業活動に係る費用計」は 0.55%、「生産数量」は 0.16%であること。
- ② 「製造業」における個人経営の事業所数割合は 33.17%であるが、それぞれの各調査事項の割合は「人件費及び人材派遣会社への支払額」は 0.02%、「原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額」は 0.36%、「リース契約による契約額及び支払額」は 0.02%、「有形固定資産」は 0.04%、「製造品在庫額、半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額」は 0.01%、「製造品在庫額」は 0.04%、「加工賃収入額」は 4.60%、「製造業以外の収入額」は 0.03%、「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」は 4.53%、「直接輸出額の割合」は 2.13%、「工業用地」は 0.02%、「工業用水」は 0.002%であること（「主要原材料名」、「作業行程」については審査参考事項。）
- ③ 「卸売業・小売業」における個人経営の事業所数割合は 39.44%であるが、それぞれの各調査事項の割合は「仲立手数料」は 1.98%、「修理料収入」は 3.75%、「商品手持額」は 4.58%、「小売販売額の商品販売形態別割合」に該当する個人経営の販売金額は 6.56%、「チェーン組織への加盟」の加盟割合は 2.39%であること（「セルフサービス方式の採用」「売場面積」「営業時間」は産業格付を行うための項目であり、個人経営調査票においては事業所の形態を捉えることで産業細分類格付を可能としている。）
- ④ 「建設業・サービス関連産業A」における建設業許可番号は、建設関係統計の利用を行わなくなったことに伴い必要性がなくなったこと
- ⑤ 「サービス関連産業B」における「宿泊業の収容人数及び客室数」については個人経営に係る内容を行政記録情報で代替可能となっていること、また、「物品賃貸業」と「特定のサービス業」における個人経営の割合は以下のとおりであり、それぞれの調査事項におけるウエイトは大きくないこと

からも、これらの調査事項は削除しても影響は限定的であると考えている。

産業	調査事項	集計値に占める 個人経営の割合 (%)
物品賃貸業	レンタル年間売上高	0.5
	リース年間契約高	0.04
冠婚葬祭業	結婚式・披露宴の年間取扱件数	1.1
	葬儀の年間取扱件数	2.0
映画館	年間入場者数	0.1
	年間公開本数	1.7
興行場、興行団	年間入場者数	0.4
スポーツ施設提供業	年間施設利用者数	1.1
学習塾	受講生数 (在籍者数)	22.4
教養・技能教授業	受講生数 (会員数)	21.8

c 個人経営について、個人経営以外の事業所と調査票を区分する必要はあるか。
例えば、個人経営以外の事業所と調査票を区分せずに、個人経営者の回答不要な調査事項については回答不要である旨を注記する等の方法も考えられるが、そのような方法よりも調査票を区分した方が良いと判断した理由は何か。

(回答)

- 1 個人経営については、多くが小規模であり高齢者も多いことから、負担感を軽減し、回答率の向上を図ることが必要と考えている。

- 2 報告者がその属性（個人経営者か個人経営者以外）により回答を要するか否かを判断する場合、必要では無い調査事項に記入してしまう恐れがある（また報告者が自身の属性を正しく認識していないことにより、報告を求められている事項を認識されないことも想定される。）。

- 3 調査実施者としては、報告者が真に回答すべき調査事項のみを可能な限り明確にする必要があると考えており、その観点からは調査票そのものを区別することが適切と考えている。

d 個人経営調査票について、個人経営の調査に適した調査事項となっているか。
例えば、個人経営の規模等を考慮し、「事業別売上（収入）金額」（事業別 22 区分）のうち最も金額の大きい事業 1 区分について、「事業別売上（収入）金額の内訳」に上位 3 位の生産品等を記載する形であるが、これを 22 区分全体の中で上位 3 位の生産品等を記載する形にすれば、「事業別売上（収入）金額」の削除が可能ではないか。

(回答)

- 1 「経済センサスの枠組みについて」（平成 18 年 3 月 31 日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会）においては、「廃止される既存統計調査において調査されている調査事項で、引き続き把握する必要があるものについては、調査を行うこととする」とされている一方、経済活動の実態を経理的側面から捉えることから、「事業所及び法人企業の経理項目の把握に重点を置き、…調査する」とされている。
- 2 この枠組みの考え方にに基づき、各産業独自の調査事項は体系的に整理する一方、売上高等の産業共通的な調査事項については引き続き把握するものである。
- 3 「売上（収入）金額」、「事業別売上（収入）金額」、「事業別売上（収入）金額の内訳」については、
 - ① 事業所全体の「売上（収入）金額」を把握
 - ② その売上（収入）金額に対し、産業大分類別に「事業別売上（収入）金額」を把握
 - ③ 最後に、②で主業とした産業大分類が属する事業活動区分の中で、詳細な「事業別売上（収入）金額の内訳」を把握というかたちの誘導がされている。
- 4 「事業別売上（収入）金額の内訳」において、主業と従業を一緒に把握する場合、全産業共通の調査事項にもかかわらず、個人経営のみ別扱いとなり、また、審査・集計作業において、記入された「事業別売上（収入）金額の内訳」の一つ一つを主業と従業で区別する必要があり、混乱が生じる恐れがあることが考えられることから、主業と従業を明確に区別することができる「事業別売上（収入）金額」は必要である。
- 5 以上のことに加え、「事業別売上（収入）金額」については、24 年調査結果をみると、個人経営であっても従業を持つ企業が 1 割程度存在することから引き続き調査事項として設定したいと考えている。

イ その他の調査票の構成の見直し

日本標準産業分類（平成25年10月改定）の大分類「R サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類「93 政治・経済・文化団体」及び「94 宗教」に属する団体等については、前回調査において、「単独事業所調査票（建設業、サービス関連産業A）」、「企業調査票（建設業、サービス関連産業A）」及び「事業所調査票（建設業、サービス関連産業A）」（以下「建設業、サービス関連産業A」調査票」という。）により把握していたが、平成28年調査では、当該団体等を対象とする調査票を新たに設ける。

また、「建設業、サービス関連産業A」調査票と、「単独事業所調査票（学校教育）」、「企業調査票（学校教育）」及び「事業所調査票（学校教育）」（以下「学校教育」調査票」という。）をそれぞれ統合する（資料1の別紙1参照）。

a 調査票の構成を見直すに至った背景事情（前回調査に係る検証結果等から、明らかとなった課題等）、当該見直しの狙い（メリット）は何か。また、どの程度の効果を期待しているのか。

（回答）（参考資料1参照）

- 1 24年調査では、「政治・経済・文化団体、宗教」といった非営利法人について、「建設業・サービス関連産業A」調査票を配布して調査を実施した。

- 2 「政治・経済・文化団体、宗教」においては、調査票の区分が“サービス業”として整理されていることに違和感を抱いている（調査実施段階では、主要な政治・経済・文化、宗教団体を束ねる公益法人への協力依頼を行った際に、“サービス業”とされることについて違和感が述べられた）との指摘もあり、調査実施後、宗教団体及び地方公共団体からも、28年調査では改善を検討してほしいとの要請を受けている。

- 3 このことから、円滑な調査実施のためにも、「政治・経済・文化団体、宗教」を対象とする調査票を新設したいと考えている。

- b 調査票を別途新設することにより、調査員の業務負担や実査の面への影響はないか。
- c 調査票を統合することにより、調査票への記載が煩雑となり、報告者の負担感が増すことはないか。また、異業種と同一の調査票となることで混乱するなど、実査への影響はないか。

(回答)

- 1 28年調査で新設する調査票「政治・経済・文化団体、宗教」については24年調査での「建設業、サービス関連産業A」からの分離をするものであり、また、統合する調査票「建設業、サービス関連産業A、学校教育」の第2面については、調査事項の『政治・経済・文化団体、宗教の種類』が『学校等の種類』に置き替わるだけであり、報告者の負担感が増すことはないと考えられる。
- 2 調査員の負担に関して言えば、次に掲げる観点から、調査票配布時の調査対象への説明や調査票検査など、調査員事務において取り扱う調査票種類の減少は、調査員の負担軽減となり、より確実な事務の遂行が可能となり、正確な統計の作成、円滑な調査実施に寄与するものとする。
 - ・ 調査員の担当する調査票の数は前回調査の12種類から11種類に縮減
 - ・ 個人経営者用の調査票については、前回調査では、「卸売業、小売業」と「サービス関連産業B」の2種類あったものが、今回はその他の産業も含めて1種類の個人経営調査票に整理
- 3 なお、試験調査を実施した22市区からの実施状況報告によると、調査票の新設・統合について、調査員からの反対意見はなかった。また、調査報告者へのアンケートにおいても、全般的な内容について記入していただく欄に調査票種類についての意見はなかった。

d 本件変更を含め、今回の変更計画において各調査票は、どのような考え方により設計されているのか。

(回答)

- 1 支所等を有する企業への調査（直轄調査）と、支所等を有しない企業への調査（調査員調査）の区分別に、産業分類をネットワーク型産業・非ネットワーク型産業などいくつかのカテゴリーに分け、正確な統計の作成、円滑な調査実施を目指す一方、報告者の回答に迷いが生じないようにするとともに、調査員負担も考慮した上で、できる限り種類を増やさぬよう調査票の構成を整理している。

- 2 カテゴリー分けについて、24年調査の実施の検討段階では、第一次試験調査において日本標準産業分類を基本とした整理を行い、産業大分類別の調査票を設定して調査を行うなどしていたものの、審査負担軽減の観点から、統合できる産業分類については可能な限り統合して調査票を設定している。
 - ・ 「農業、林業、漁業」「医療・福祉」については産業分類を踏襲した調査票として設定
 - ・ 活動調査の実施に伴い廃止・中止される調査のうち、引き続き把握する必要がある調査事項を踏まえ、「鉱業、採石業、砂利採取業」「製造業」「卸売業・小売業」の調査票を設定。
 - ・ ネットワーク型産業（事業所単位で売上高を把握できない産業）については「建設業、サービス関連産業A、学校教育」に統合して設定。
 - ・ ネットワーク型産業のうち「政治・経済・文化団体、宗教」を切り離して設定。
 - ・ 非ネットワーク型産業については「サービス関連産業B」に統合して設定。
 - ・ 「協同組合」については『卸売業・小売業』の事業活動ウェイトが大きいことから非ネットワーク型産業と整理し、別途設定
 - ・ 全産業共通の個人経営を対象とした「個人経営調査票」を設定
 - ・ 実査で把握する新設事業所に対応した「産業共通調査票」を設定

e 「政治・経済・文化団体」及び「宗教」に属する団体等を対象にする調査票について、当該団体等の状況を把握する上で適切な設計となっているか。
例えば、これらの団体等は、非営利活動を行うものであるため、「売上（収入）金額」等の経理項目の表現を工夫する必要はないか。

(回答)

- 1 「政治・経済・文化団体」及び「宗教」に属する団体等を対象にする調査票では、当該団体等のみが回答する調査事項のみを設定していることから、調査に適した設計となっていると考えている。
- 2 「売上（収入）金額」等の経理事項の表現については、複数の団体等に対し、事前に確認したところ、問題ないという回答を頂いている（参考資料2参照）。

エ その他の主な調査事項の見直し

その他の主な調査事項の見直しは、下表のとおりである。

No.	調査事項	変更内容	変更理由
①	<p>「商品手持額」 <把握対象及び把握時点の変更等> 【単独事業所調査票（卸売業、小売業）】 【企業調査票】 【事業所調査票（卸売業、小売業）】</p>	<p>単独事業所調査票及び事業所調査票から削除し、代わって単独事業所調査票及び企業調査票に以下の調査事項を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「年初商品手持額」 ・「年末商品手持額」 ・「年間商品仕入額」 	<p>平成26年の商業統計調査（経済センサス-基礎調査との同時実施）の変更（平成25年6月答申）において、商品手持額について、事業所を対象とした年末時点での把握から、企業を対象とした年初及び年末時点での把握としたことを踏まえて変更するもの。</p>
②	<p>「商品売上原価」 <削除> 【産業共通調査票】 【企業調査票】 【企業調査票（建設業、サービス関連産業A，学校教育）】 【団体調査票（政治・経済・文化団体、宗教）】 【単独事業所調査票（卸売業、小売業）】</p>	<p>調査事項から削除</p>	<p>行政上のニーズ等を再確認した結果、今後の利活用が見込まれないことが確認できたため削除するもの。</p>
③	<p>「店舗形態」 <選択肢の追加> 【単独事業所調査票（卸売業、小売業）】 【事業所調査票（卸売業、小売業）】</p>	<p>選択肢に新たに「コンビニエンスストア」を追加</p>	<p>従来、「売場面積」、「セルフサービス方式の採用」、「営業時間」及び「飲食料の取扱」を基に格付を行ってきたが、コンビニエンスストアの業態をより正確かつ安定的に格付するとともに、審査の効率化を図るために追加するもの。</p>
④	<p>「建設業許可番号」 <削除> 【単独事業所調査票（建設業、サービス関連産業A，学校教育）】 【企業調査票（建設業、サービス関連産業A，学校教育）】</p>	<p>調査事項から削除</p>	<p>行政上のニーズ等を再確認した結果、今後の利活用が見込まれないことが確認できたことから削除するもの。</p>

No.	調査事項	変更内容	変更理由
⑤	<p>「学校教育の種類」</p> <p>「学校等種類別収入内訳」</p> <p>< 選択枝の追加 ></p> <p>【単独事業所調査票（建設業、サービス関連産業A，学校教育）】</p> <p>【企業調査票（建設業、サービス関連産業A，学校教育）】</p> <p>【事業所調査票（建設業、サービス関連産業A，学校教育）】</p>	<p>選択枝に、新たに「幼保連携型認定こども園」を追加</p>	<p>平成25年10月の日本標準産業分類の改定において、小分類「819 幼保連携型認定こども園」が新設されたことに伴い、事業所及び企業の産業格付けを適正に行うために変更するもの。</p>
⑥	<p>「単独事業所・本所・支所の別」</p> <p>< 追加 ></p> <p>【個人経営調査票】</p> <p>【単独事業所調査票】の全票（10種）</p>	<p>調査事項を追加</p>	<p>調査名簿作成時点以降に事業所形態が変更になった場合を考慮し、調査の円滑な実施のために追加するもの。</p>
⑦	<p>「この場所での事業所の開設時期」</p> <p>< 選択枝の縮減 ></p> <p>【個人経営調査票】</p> <p>【単独事業所調査票】の全票（10種）</p> <p>【産業共通調査票】</p> <p>【事業所調査票】の全票（10種）</p>	<p>選択枝を10択から4択に縮減し、平成17年以降は開設年を記載するよう変更</p>	<p>平成26年経済センサス-基礎調査における同じ調査事項の選択枝の区分に合わせて変更するもの。</p>
⑧	<p>国内の「常用雇用者数」及び「支所等数」</p> <p>< 追加 ></p> <p>【個人経営調査票】</p> <p>【単独事業所調査票】の全票（10種）</p> <p>【企業調査票】の全票（3種）</p>	<p>調査事項を追加</p>	<p>前回調査では事業所調査票の結果を集計して算出していたが、未提出の事業所があったことが判明したため、企業傘下の事業所調査票と本調査項目の結果を突合することにより、事業所の提出状況を早期に把握するために追加するもの。</p>

- a 調査事項の見直しについて、変更するに至った背景事情は何か。(①～⑧)
- b 調査事項を削除するものについて、当該情報が得られなくなっても、今後、調査結果の利活用の面で支障は生じないか。(②及び④)
- c 調査事項や選択肢を追加するものについて、本調査全体としては、報告者負担を減らす方向で見直しを行っている中で、当該部分については逆に報告者負担を増やすこととなるが、今回追加する必要性としてどのようなものがあるか。(③、⑤、⑥及び⑧)

(回答) (参考資料3参照)

1 「商品手持額」については、従来、商業統計調査において、事業所ごとの調査事項であったが、事業所での記入が困難とのことから、平成26年の商業統計調査(経済センサス-基礎調査との同時実施)の変更(平成25年6月答申)において、企業ごとの把握に変更したものである。また、把握時点を年末から年初及び年末に変更することにより、在庫額とその増減をとらえることができるようになり、国民経済計算、産業連関表における在庫純増、商業マージンのより正確な把握の可能性につながる。

2 「商品売上原価」については、卸売業・小売業を主業としていない企業についても把握していたが、平成24年調査結果をみると、商品売上原価全体の91.6%を主業の卸売業・小売業が占めていること、産業連関表でのマージン額推計においては、主業の商業マージン率のみを使用していることから、従業部分についての商品売上原価を削除するものである。なお、卸売業・小売業を主業としている企業においては、商業統計調査と同様に「年間商品仕入額」「年初商品手持額」「年末商品手持額」を把握することにより、引き続き商品売上原価を把握することができる。

一方、本調査の付加価値額は以下の式を用いている。当該式に必要な調査事項については、平成24年調査に引き続き、平成28年調査においても産業共通事項として全産業を企業ベースでとらえることができる。

$$\text{付加価値額} = \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

$$\text{費用総額} = \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費}$$

※以上の調査事項は全産業共通項目(企業票・個人票のおもて面)で引き続き把握している(参考資料4参照)。

3 「店舗形態」については、コンビニエンスストア等の産業(業態)格付を、従来「売場面積」、「セルフサービス方式の採用」、「営業時間」、「飲食料の取扱」をもとに行っているが、格付事項の記入漏れ、誤記入などにより、審査に時間を要することから、「店舗形態」の選択肢に新たにコンビニエンスストアを追加することにより、正確かつ安定的に格付するとともに、審査の効率化を図るものである。

4 「建設業許可番号」については、建設関連統計の母集団情報としての活用が想定されて

いたが、その後、他の行政記録情報を母集団情報として活用することとし、当該調査事項の必要がなくなったため削除するものである。

5 「学校教育の種類」については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度が27年4月に本格施行されることを受けて、「幼保連携型認定こども園」が学校及び児童福祉施設としての法的に位置づけられることに伴って、区分を追加するものである。

6 「単独事業所・本所・支所の別」については、調査名簿作成時点以降に事業所形態が変更になった場合を考慮し、調査の円滑な実施のために追加するものであり、また、24年調査では、本所事業所と名寄せされていない支所事業所については、仮に産業分類が判明していた場合でも、名寄せ情報が記入される産業共通調査票を配布せざるを得なかったため、産業別調査事項が把握できなかったが、それを解消するために、産業別の調査票に、「単独事業所・本所・支所の別」を追加するものである。なお、回答肢にプレプリントを行うことから、当該内容に変更がある報告者を除き、報告者負担が増えることはない。

7 「この場所での事業所の開設時期」については、26年基礎調査で変更されているため、統計間での比較可能性の観点から28年調査においても、26年基礎調査の区分を踏襲するものである。

8 国内の「常用雇用者数」及び「支所等数」については、24年調査では事業所調査票の結果を集計して算出していたが、未提出の事業所があったことが判明したため、企業傘下の事業所調査票と本調査項目の結果を突合することにより、事業所の提出状況を早期に把握するために追加するものである。それに加え、24年調査では、企業の国内の「常用雇用者数」及び「支所等数」について、企業内の事業所の情報を足し上げて集計していたが、審査の過程で、全ての事業所から調査票が提出されていないことが判明する等の支障が生じた。このような事象を早期に検出するために、国内の「常用雇用者数」及び「支所等数」を追加するものである。

また、速報集計を期限内に公表するには、平成29年1月末までに速報に用いるデータの内容を固める必要があるが、その時期には、並行して直轄調査の督促も行われている。そのため、未回収の事業所調査票が存在する企業もあり、傘下事業所の常用雇用者数を足し上げて集計すると、過小になってしまうことが想定される。その点を解消するために、速報集計では、企業調査票上の国内の「常用雇用者数」を用いて集計することとしている。

なお、企業調査票における国内の「常用雇用者数」の把握については、26年基礎調査においても実施しており、28年活動調査でも把握は可能であると考えている。

「常用雇用者数」は、男女計で把握することを予定。

9 以上のとおり、調査事項を削除するものについては、他の調査事項や行政記録情報から同様の情報が得られることから、結果の利活用に支障は生じない。また、調査事項を追加するものについては、報告者の記入負担も大きくないものと思料するところであり、28年活動調査における集計等において必要性があると考えている。

(2) 報告を求める事項の基準となる期日又は期間、報告を求める期間並びに調査結果の公表の方法及び期日

本調査の報告を求める事項の基準となる期日については、「平成24年2月1日」から「調査実施年6月1日」に変更する。

また、報告を求める期間については、「平成24年1月から同年3月まで」から「調査実施年5月から同年7月まで」に変更する。

さらに、調査結果の公表期日については、「速報集計結果：調査実施年の翌年1月末、確報集計結果：調査実施年翌年の夏頃から順次公表」から「速報集計結果：調査実施年翌年の5月末、確報集計結果：調査実施年翌年の9月頃から順次公表」に変更する。

a 調査時期を変更するに至った背景事情は何か。

(回答)

1 24年調査の調査期日が2月1日となった経緯は以下のとおり。

(ア) 経済センサスに関する制度設計は、「経済センサスの枠組みについて（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会）」において検討し決定されており、このうち初回調査の調査期日については「平成23年6月から7月の間の1日を調査期日（調査日）として定めること」とされ、その後の「経済センサス企画会議」における検討を経て、「平成23年7月1日現在とする」（平成20年5月15日 各府省統計主管部局長等会議申合せ）とされたところ。

(イ) 一方、内閣府は、毎年9月末までに経済産業省から前年末実施の工業統計調査結果（速報）の提供を受け、11月末から順次SNA確報を公表していたところであるが、経済センサスの創設に当たり、平成22年工業統計調査を23年7月に実施する経済センサスに統合する（18年4月各府省申合せ）ことに伴い、内閣府は平成22年工業統計調査に相当する結果の提供を23年9月末までに受けられなくなるとの懸念が生じたため、工業統計調査結果（速報）を用いないSNA確報推計（代替推計）の方法を検討していた。統計委員会において内閣府の代替推計結果を審議した結果、代替推計では看過できない精度低下が生じ、SNA確報推計方法の早急な見直しは不可能との判断に至り、統計委員会は、政府に対し、平成22年工業統計調査又は同等の調査を従来と同じ22年末に実施すること及びこれに伴う平成23年経済センサス - 活動調査の実施時期等の見直しに係る検討を要請。

(ウ) この要請を受けて、地方公共団体との意見交換を重ねた上で、調査期日を「平成23年7月1日」から「平成24年2月1日」に変更し、平成24年調査として実施した。

2 第Ⅱ期基本計画において「平成28年経済センサス - 活動調査の経理事項対象年である平成27年分の確報推計について、製造業のデータを従来から推計に用いている構造統計から動態統計に変更すること（いわゆる「代替推計」）を確立する必要がある」とされていることから、28年調査の調査期日の設定に当たっては、各省で合意された「経済センサスの枠組みについて」の当初の考え方（6月から7月の間の1日）に立ち戻ることとしている。

3 その上で、平成28年7月に実施される第24回参議院議員通常選挙等を勘案し、「平成28年6月1日」を調査期日とすることとしている。

b 報告を求める事項の基準となる期日や報告を求める期間について、報告者である企業や事業所から回答が得られやすい期間となっているか。また、仮に株主総会等を終えた8月以降とした場合、どのような支障が生じる可能性があるのか。

(回答)

- 1 経理事項等を調査事項とする活動調査について、24年調査では2月1日を調査期日としたことから、確定申告の時期と重なり又は決算前の回答となり、地方公共団体等から、経理事項の記入及び調査票の回収が困難との意見が多く寄せられた。
- 2 企業の決算後の株主総会（6月が多い）や個人経営事業所の確定申告（3月）の時期を考えると、28年調査では6月1日を調査期日としており、報告を求める期間を5月から7月とすることは、回答が得られやすい期間となっていると考えられる。
- 3 なお、8月以降を調査期日とすることは、製造業確報データ作成に係る審査期間が短くなり、SNAへの確々報用データ提供に影響を及ぼす恐れがあるため、適当ではないものと考えている。

c 報告を求める事項の基準となる期日が変更されることで、調査結果の利活用上どのような支障が生じる可能性があるのか。

例えば、前回調査においては、国民経済計算の推計のための基礎資料を提供するため、調査期日を2月に変更した経緯があるが、今回の変更によって推計に支障は生じないのか。

(回答)

- 1 調査期日の変更については、各府省の統計主管課長を構成員とする「経済センサス - 活動調査関係府省連絡会議」、有識者からなる「経済センサス - 活動調査研究会」、地方公共団体との会議の場において、意見聴取を行ったが、調査結果の利活用で支障が生じることの問題提起についての意見は出なかった。

- 2 また、第Ⅱ期基本計画において「平成28年経 済センサス - 活動調査の経理事項対象年である平成27年分の確報推計について、製造業のデータを従来から推計に用いている構造統計から動態統計に変更すること(いわゆる「代替推計」)を確立する必要がある」とされていることから、内閣府で検討しており、SNA確報推計については、支障が生じないと聞いている。

- 3 28年調査のデータを用いて推計を行うSNAの確々報推計においても、データ提供のスケジュールを事前に調整しており、支障は生じないと認識している。

d 調査結果の公表期日について、実査から速報及び確報までの各調査関係業務に係るスケジュールはどのように計画しているか。また、調査関係業務の見直しや工夫等を行うことによって、公表の早期化を図る余地はないか。

(回答)

1 調査結果については、実査の約1年後となる平成29年5月に我が国の全体像を示す産業横断的な速報結果を公表した後、確定値となる確報結果について、詳細な審査・集計を段階的に行い、平成29年9月頃から、30年6月にかけて4回に分割して公表することとしている（下記「平成28年経済センサス-活動調査 集計体系（案）」及び「平成28年経済センサス-活動調査の審査・集計スケジュール（想定）」参照）。

2 実査から最終公表までに要する期間は、24年調査と同等であるが、公表早期化のニーズを踏まえ、審査・集計事務を再構築することにより、各段階の確報集計結果の公表は、24年調査に比べ、製造業に係る確報結果のうち概要部分を3か月先行して公表するとともに、サービス関連産業等の詳細結果を3か月前倒して公表することとし、早期化を図ることとしている。

3 なお、審査・集計においては可能な限り機械処理を行うものの、経済センサス-活動調査は全産業の事業所・企業の全数を把握する唯一の調査であるため、調査票枚数約600万枚、調査項目数約70項目、結果表数約220表という膨大な量の処理が必要である一方、その精度向上が極めて重要であることから、主に以下の人手による判断・作業が必要となる処理に相当の期間を要し、最終公表までに要する期間の短縮は、困難な状況である。

- 調査票の回収、督促、検査及び疑義照会（必要期間：10か月）
- 調査票記入内容の審査及び疑義照会（同14か月）
- 産業分類符号の格付（同10か月）
- 集計値（サマリ集計、仮集計、本集計）の審査及び疑義照会（同18か月）

4 このほか、個人経営における調査事項の簡素化やオンライン調査拡大により、審査事務の効率化を図ることとしているが、それにより生じるリソースは、法人企業の審査に注力することによる結果精度の向上の推進に活用することとしている。

平成 28 年経済センサス - 活動調査 集計体系 (案)

		速報集計	確報集計				
			29.05	29.09	29.12	30.03	30.06
事業所	産業横断	事業所数、従業者数	○				○
		売上(収入)金額	○				○
	産業別	鉱業、採石業、砂利採取業			○		
		製造業		○*	○		
		卸売業、小売業				○	
		サービス関連産業B				○	
		医療、福祉				○	
企業等	産業横断	企業等数、従業者数	○				○
		経理事項等	○				○
	産業別	建設業及びサービス関連産業A			○		
		卸売業、小売業				○	
		学校教育			○		

※ 確報集計のうち29年9月公表予定の製造業に係る結果は、概要を集計した結果である。

(参考) 平成 24 年経済センサス - 活動調査 集計体系

			速報集計		確報集計			
			25.01	25.03	25.08	25.11	26.02	
事業所	産業横断	事業所数、従業者数	基本編	○		○		
			詳細編				○	
			存続・新設・廃業別集計編					○
	産業横断	売上(収入)金額	基本編	○		○		
			詳細編				○	
			存続・新設・廃業別集計編					○
	産業別	鉱業、採石業、砂利採取業				○		
			製造業		○	○		
		卸売業、小売業	産業編				○	
			業態別統計編					○
サービス関連産業B						○		
医療、福祉					○			
企業等	産業横断	企業等数、従業者数	基本編	○		○		
			詳細編				○	
	経理事項等	基本編	○		○			
		詳細編				○		
	産業別	建設業及びサービス関連産業A					○	
		学校教育					○	

平成 28 年経済センサス - 活動調査の審査・集計スケジュール (想定)

事務区分	平成28年												平成29年												平成30年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月					
	○												○				○			○				○				○		
	調査日												速報公表				速報公表①			速報公表②				速報公表③			速報公表④			
調査票回収、督促、検査	⇒												⇒																	
名簿チェック	⇒			⇒			⇒			⇒			⇒																	
提出状況確認チェック	⇒			⇒			⇒			⇒																				
速報チェック	⇒			⇒			⇒			⇒																				
速報最終チェック	⇒			⇒			⇒			⇒																				
速報産業分類格付 (主な事業内容格付)	⇒			⇒			⇒																							
速報重複チェック	⇒			⇒			⇒																							
速報サマリ審査	⇒			⇒			⇒																							
速報仮集計審査	⇒			⇒			⇒																							
速報結果表審査	⇒			⇒			⇒																							
速報産業分類格付 (主な事業内容格付)	⇒			⇒			⇒																							
速報重複チェック	⇒			⇒			⇒																							
本支名寄せ	⇒			⇒			⇒																							
小地域コード付与 (調査区審査も含む)	⇒			⇒			⇒																							
速報チェック (機械ロジック格付も含む)	⇒			⇒			⇒																							
速報最終チェック	⇒			⇒			⇒			⇒			- - - - -																	
速報サマリ審査	⇒			⇒			⇒																							
速報仮集計審査	⇒			⇒			⇒																							
速報結果表審査	⇒			⇒			⇒			⇒			⇒																	
結果数値分析、公表準備	⇒			⇒			⇒			⇒			⇒																	

⇒ : 速報集計に向けた事務
 ⇒ : 速報集計に向けた事務
 - - - : 個別訂正等による対応

(3) 報告を求めるために用いる方法

ア 調査組織の変更（大型商業施設等の管理会社等への調査員業務の委託）

大型商業施設等において、管理会社や施設の運営法人等に調査員業務を委託することを可能とする。

- a 管理会社等への調査員業務の委託を可能とするよう変更することとした背景事情は何か。
- b 管理会社等への調査員業務の委託について、どのような業務手順で進めることを考えているのか。それは従来の調査員が行う業務と何が異なるのか。
- c 管理会社等に調査員業務を委託するような事例として、どのようなケースを想定しているのか。
- d 本社一括調査の対象となっている企業の傘下の事業所が大型商業施設等に入居している場合には、どのような対応になるのか。

(回答)

- 1 前回調査における地方公共団体の実施状況報告によると、建物・施設の管理上の制約から、調査員が調査票配布・回収することが困難な大型商業施設等の調査に当たって、円滑な実施を図るため、管理会社や施設の運営法人等に調査員業務の委託が可能となるような改善方策の検討を求められているところ。
28年調査においては、平成27年国勢調査における調査員業務の業務委託のスキームを活用し、市町村において管理会社や施設の運営法人等との業務委託契約ができるような仕組みを導入することとしている。
- 2 業務手順としては、市町村が管理会社や運営法人等に対して、調査員業務の委託を打診し、委託を了承した管理会社や運営法人等と調査員業務の委託契約を締結することになる。
個人を調査員として任命する場合には、市町村が公務員としての調査員を直接的に指導するが、大型商業施設等の管理会社等に対し業務請負として調査員業務を委託契約する場合には、守秘義務など調査員に対する指導内容と同様の責務を履行条件として契約するという点で両者には差異があるものの、実際における具体の業務内容には差異はない（参考資料5参照）。
- 3 管理会社等に委託を行う具体的な事例として、ショッピングモールなどの大型商業施設やいわゆる駅ナカの商業施設など、建物・施設全体の管理者が存在するような事例を想定している。
- 4 なお、本社一括調査の対象となっている企業の傘下の事業所が大型商業施設等に入居している場合、当該事業所については、本社一括調査として調査することになる。この本社一括調査の対象となっている企業の傘下の事業所は、調査員調査における調査活動の基となる『調査区内事業所名簿』にも掲載している。委託を受けた管理会社等は、通常の調査

員調査と同様に、この『調査区内事業所名簿』に基づき、本社一括調査の対象となっている企業の傘下の事業所については、調査票の配布・回収は行わないものの、活動中か休業であるかなどの現状確認のみを行うこととしている。このように調査漏れ・重複が生じないよう所要の措置を講じている。